

訴えの取下げ等が公序良俗及び訴訟上の信義則に反し無効とされた事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和7年7月3日

【事件番号】 令和5年（ネ）第1559号

【事件名】 配当異議、遅延損害金請求控訴事件

【裁判結果】 原判決一部取消、一部棄却

【参照法令】 民法90条・96条、民事訴訟法2条・55条・261条、民事執行法89条・90条

【掲載誌】 金判1728号16頁

◆ LEX/DB 文献番号 25624118

東海大学講師 鈴木拓也

事実の概要

本件は2つの事件が併合されている。

第1事件は、X（原告、被控訴人）が所有する不動産に対してA社が申し立てた担保不動産競売手続がされ、同競売手続の中で配当表（以下、「本件配当表」という。）の作成を受けたXが、本件配当表中のA社との間で締結した同不動産に対する根抵当権設定契約（以下、「本件契約」という。）を詐欺により取り消したと主張し、本件配当表のうちA社から債権譲渡を受けた承継人Y（被告、控訴人）の根抵当権付債権に係る部分及び手続費用の全部を取り消すことを求めた配当異議訴訟である。

第2事件は、A社とXとの間の金銭消費貸借契約に基づき、Yが同競売手続において請求しなかったことにより配当を受けられなかった遅延損害金の支払いをYがXに対して求めたものである。

原審（東京地判令5・2・1金判1728号26頁）は、原告にはびまん性の脳萎縮が認められ、原告は認知症と健常の境界域におり、言語の理解能力が相当低くなっていることを認めている。そのうえで、YはA社がXに対して合計2億6200万円を貸付（以下、「本件貸付」という。）していたと主張するものの、原審は、本件貸付はないなどとして、第1事件については、Xは本件契約を詐欺により取り消すことができるとして、本件配当表のうち、根抵当権付債権全部の取消しを求める限度でXの請求を認容し、本件貸付を前提とする第2事件

については、Yの請求に理由がないとして棄却している。

原判決を受けて、第1事件及び第2事件についてYが控訴したのが本件である。

本件では、XはRを訴訟代理人として、Yらとの間で本件訴訟について、①Yらが主張する各金銭消費貸借契約が有効に成立したこと、②XはYらに対して、本件訴訟に係る訴えを取り下げること、③本件配当表の本件訴訟に係る配当額につき、Xが2億円、Yが残額を取得することを相互に確認すること、を旨とする合意（以下、「本件合意」という。）書にX Y双方の署名押印がなされ、その後、控訴審において訴え取下げ書及びXの訴訟代理人であるZの解任届等が提出された。しかし、ZはX作成の取下げ書、解任届等が無効である旨の上申書を提出し、Xは生活苦により和解をして年内にお金を手にしたい旨を記載した上申書を提出した。

以上の状況の中、担当の陪席裁判官において、Z及びRが立会いのもと、Xから各書面の提出の経緯等について聴取したところ、Xは、A社として行動していたDと話をし、和解をしないと終わらないと思い、資金調達について他者から紹介されたIから渡された本件合意書に署名押印したこと、第1事件を取り下げれば、裁判所から2億円を受け取れると思ったなどと述べた。この聴取後にRは両事件の取下証明申請を取り下げ、XはZに本件訴訟を委任する旨の訴訟委任状を作成した。

しかし後日、Xは、①第1事件の訴え取下げ書

兼Yら名義の訴え取下げ同意書、②Y名義の第2事件の訴え取下げ書兼Xの訴え取下げ同意書、③Z及びRの解任届兼Yらの同解任通知確認書、④Zと方針が異なり、本件合意書により訴訟外での和解が成立して和解金の一部を受領しており早く取下げを認めてもらいたい旨が記載された上申書を提出した。

これに対してZは、D及びIが法的な意味の理解能力が極めて低いXに対して、Zと連絡が取れないように隔離したうえで虚偽の説明をし、和解すれば裁判所から2億円を受け取ることができると誤信させて署名押印させたものであることから、Dらの行為は詐欺に該当し、本件合意書の内容、第1事件の訴え取下げ及びZの解任は、いずれもDらの詐欺行為によるため、公序良俗に反し、民事訴訟法2条の信義誠実義務に反して無効であると主張した。

なお、控訴審裁判所は中華人民共和国所在のYらの各代表に宛てて呼出状等の外国送達を囑託していたが、Zは囑託後6か月以上が経過しても送達を証する書面の送付が無いことから、Yらに対する公示送達を申し立て、呼出状等は公示送達されている。また、公示送達と同日の口頭弁論において、Y承継人Jに本件が引受承継されている。

判決の要旨

「Yは……本件控訴提起後、2か月余りもの間、控訴提起手数料を納付せず、Y訴訟代理人とZとの間で訴訟外での和解交渉を続け、これが進展しないと、Y訴訟代理人を辞任させ、本件貸金債権及び本件競売手続における申立債権者の地位をJに譲渡し、Yらは、日本国内の本店所在地における活動実態を持たず、各代表者が中華人民共和国に所在することを利用して、外国送達を実施せざるを得ない状況を作出した。Yが、本件控訴を提起しながら、しばらく控訴提起手数料を納付せず、控訴理由書を提出せず、訴訟代理人間の和解交渉が進展しないと、Y訴訟代理人を辞任させる一方で、その後もその弁護士と連絡を取り合っていること……からすると、Yが、不利益な原判決の確定を遅らせ引き延しを図る目的で、上記対応をしていることは明らかである。

そして、Yらは、認知症と健常の境界域にあり言語の理解能力が相当に低くなっているXに対し

て、……欺罔行為をしたDらが直接働きかけることにより、Xをして本件合意書に署名押印させ、第1事件の訴え取下書、Yら名義の第2事件の訴え取下げの同意書及びZ解任届を繰り返し作成させた。本件合意書の内容は、原判決の内容と比べてXに不利益であることが明らかであるところ、Xは、Dと話をし、和解しないと終わらないと思ったことや、本件合意書により合意し、第1事件を取り下げれば、……裁判所から2億円を受け取れると思い、本件合意書に署名押印した旨を述べたり、生活保護の生活に耐えられず年内にお金を手にしたい旨を記載した上申書を提出したりしており、本件訴訟の見通しが立たず、生活保護の状況が続くことに不安を抱いて本件合意書や上記各書面を作成したことが認められる。また、そのことは、Xが、訴訟代理人間における和解交渉の過程で、Zから第1事件の訴えを取り下げた場合、配当金を受領できなくなる旨の説明を受けたこと……を理解できておらず、本件合意書の内容や第1事件を取り下げることの効果を理解できていないことを示すものである。さらに、Xは、……和解金の一部を受領している旨を記載した上申書を提出する一方で、……DやIから和解金が入るまでの立替金として生活費や遊興費……を受領している旨を記載した書面を提出しているところ、……、Dが1800万円しか交付していないにもかかわらず、見せ金を用いるなどして、その十倍以上の多額の借入れができるものとXを誤信させていることも考慮すると、Dらは、Xに趣旨不明瞭の金員を提供して目先の利益によりXを惑わしているものと推認される。

上記諸事情によれば、Xは、Yらのため行動しているDにより欺罔され、本件合意書、第1事件の訴え取下書、第2事件の訴え取下げの同意書及びZの解任届等を作成し、提出したものと認められる。

……以上のおおり、Yは、本件訴訟の不当な引延しを図り、そのことを利用してXを不安に陥らせ、目先の利益を提供して惑わすなどして、Xを欺罔し、理解能力の低下したXに本件合意書の内容や効果を理解させず、誤信させて、上記各書面を作成させ、提出させたものであり、かつ、適正な訴訟行為によることなく、著しく不当な手段を用いて原判決を覆すのと同様の状態を作出しよとするものであって、これを認めることは著しく

正義、衡平に反する。そうすると、XとYらとの本件合意書に基づく本件合意、XによるZとの間の訴訟委任契約の解除は、公序良俗に違反するものであって無効であり（民法90条）、これらを前提とするXによる第1事件の訴えの取下げ、第2事件の訴え取下げに対する同意及びZの解任は、いずれも公序良俗及び訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に違反するものであって無効というべきである。」

判例の解説

一 問題の所在

当事者が裁判外で訴え取下げの合意（訴え取下げ契約）をした場合、古くは、当該合意は効力を生じないとする見解（無効説）も主張されていたが、現在では有効とする見解（有効説）が通説であり、現在はその法的性質等について見解が対立している¹⁾。この点について、判例①（最判昭44・10・17民集23巻10号1825頁）は「訴の取下に関する合意が成立した場合においては、……原告は権利保護の利益を喪失したものとみうるから、……訴えを却下すべき」として、訴え取下げの合意は実体法上有効であり、当該合意が存在することによって、原告は訴えの利益を失うため、当該訴訟は却下されるとしている（私法契約説²⁾。これに対して、司法上の請求権を介さずに、訴え取下げの合意に訴え取下げと同様の法的効果を認め、直接的に訴訟法上の効果を認める訴訟契約説が主張されている³⁾。

また、訴え取下げの合意について意思の欠缺や瑕疵が存在する場合、民法の意思表示に係る諸規定に基づく当該訴え取下げの無効・取消しは可能であるかが議論されており、判例②（最判昭46・6・25民集25巻4号640頁）は「訴の取下は訴訟行為であるから、一般に行行為者の意思の瑕疵がただちにその効力を左右するものではない」としたうえで、「詐欺脅迫等明らかに刑事上罰すべき他人の行為により訴の取下がなされるにいたったときは、民訴法420条1項5号〔現338条1項5号〕の法意に照らし、その取下は無効と解すべき」としている（再審事由の訴訟内考慮説⁴⁾。しかし他方で、訴訟行為に民法の意思の欠缺や瑕疵に係る規定の適用を認める見解（私法規定適用説）が近年の学説において有力に主張されている⁵⁾。

ここで本件についてみると、判断能力が低下しているXがYらのため行動しているDの欺罔によって本件合意をし、本件合意を前提として訴え取下げ等を行っているのに対し、Zのみが本件合意及びXの訴え取下げ等を公序良俗及び訴訟上の信義則に反して無効であると主張し、同主張が認められている点が注目される。

二 関連する判例について

訴訟に係る合意について、特に不起訴合意の有効性が問題となった近年の判例（判例③：最判令6・7・11民集78巻3号921頁）は、不起訴合意の時点で高齢であり、その半年後にアルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断された承継前原告が宗教法人である被告と締結した不起訴合意について、不起訴合意の内容は、承継前原告に何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないとするものであり、損害の回復の手段を封ずる結果を招くものであって、承継前原告が被る不利益の程度は大きく、締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、承継前原告に対して一方的に大きな不利益を与えるものであったと認められるため、公序良俗に反して無効であるとしている。

判断能力が低下している者が唆されて訴えを取り下げたことが問題となった下級審判例（判例④：東京地判昭63・8・29判時1314号68頁）では、承継前の原告が高齢かつ脳軟化症等を発症していたことから、訴訟代理人によって、承継前原告は判断能力が低下しているため、交渉は訴訟代理人または承継後原告らと行うように通告されていたにもかかわらず、被告会社の代表者がこれを無視し、承継前原告に対して甘言を弄するなどして承継前原告から訴え取下げ書を取り付け、承継前原告に代わって同取下げ書を裁判所に提出する行為は著しく信義に反するのみならず、承継前原告の真意にも反している（承継前原告は取下げ書の作成を否定している。）ことから、承継前原告の利益を著しく害するものであると認められる、として訴え取下げを無効とする。加えて、判例⑤：東京地判平17・2・24先物取引裁判例集40号113頁は、原告は高齢であり、理解能力及び判断能力が低下していることは容易に推察され、各法制度を理解して訴訟手続等を行うことは著しく困難であって、

弁護士を代理人として訴訟進行することが必要不可欠であり、そのことは被告らも十分認識していたにもかかわらず、被告らは判決言渡しの2日前に原告の入院する病院まで押しかけ、甘言を弄するなどして解任届を受け取り、訴訟代理人から本件訴訟の代理人としての権限を剥奪するとともに、原告に不利な内容でなされた和解は高齢者である原告の理解能力及び判断能力の低さに無思慮に乗じて締結されたものであり、さらに訴え取下げ同意書を取り付け、原告に代わって被告自らが訴え取下げ同意書を提出する行為は訴訟上の信義に著しく反し、「そのような行為によってもたらされたものというべき本件訴え取下げを有効と見ることは著しく正義に反する」として訴え取下げ同意書の提出による訴え取下げを無効とする。

三 検討

本判決は、本件合意の公序良俗違反該当性については判例③の判断枠組に接近し、Xの訴え取下げ等の訴訟上の信義則違反該当性については判例④、⑤の判断枠組に接近していると考えられる。しかし、本判決は実体法上の公序良俗違反から直接にXの訴え取下げ等を無効としているようにも読むことができるため、その判断枠組は明らかではない。また、判例④、⑤では被告の行為が信義則違反とされたところ、本判決では原告であるXの行為が信義則に反すると評価されているが、Xの訴え取下げ等がなぜ訴訟上の信義則に反するのかが明確ではない。

民事訴訟法2条は「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない」として、訴訟上の当事者の信義誠実義務を規定している。信義則の適用が問題となる場面としては、学説上、①訴訟状態の不当形成の排除、②訴訟上の禁反言、③訴訟上の権能の失効、④訴訟上の権能の濫用の禁止、に分類して説明される⁶⁾。そのため、本件合意は実体法上の公序良俗に反し、本件合意を前提とするXの訴え取下げは訴訟状態の不当形成に該当するため、これを排除しなければならないという理由でXの行為を信義則違反として無効にしたと解することもできる。しかし、学説上、訴訟状態の不当形成の内容は「当事者が訴訟上の有利な地位を得る目的で作為的に法規の要件事実を形成して当該法規を適用させようとする

場合、または要件事実の発生を故意に妨げて当該法規の適用を不当に回避しようとする場合⁷⁾と説明されるところ、本件におけるXの訴え取下げ等はXが「訴訟上の有利な地位を得る目的」もなく、「要件事実の発生を故意に妨げ」るものではないと考えられるため、上記内容には合致しない。

結局のところ、本判決の結論には賛同できるが、その判断枠組には疑問が残る。今後、訴訟上の信義則違反を理由として同様の解決を図るのであれば、訴訟上の信義則の適用場面を改めて整理する必要があるのではないだろうか。また、民法の意思表示に係る諸規定の直接適用とは別に、公序良俗規定の直接適用を検討する余地もあると考えられる。

四 本判決の射程及び残された問題

本判決は下級審判例の傾向に倣うものではあるが、個別的な事情を総合的に斟酌した事例判断であるため、その射程は限定的である。また、Xは「認知症と健常の境界域」にあり、「本件合意書の内容や第1事件を取り下げることの効果を理解できていない」のであれば、Xの意思能力の有無との関係で訴え取下げ等の有効性が問題とされるべきであったようにも考えられるが、本稿ではこの問題を指摘するにとどめる⁸⁾。

●—注

- 1) 兼子一原著『条解 民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2011年）1441頁 [竹下守夫＝上原敏夫]。
- 2) 兼子一「訴訟に関する合意について」同『民事法研究1』（酒井書店、1950年）277頁以下など。
- 3) 三ヶ月章『民事訴訟法（法律学全集35）』（有斐閣、1959年）434頁以下など。
- 4) 兼子一『新修 民事訴訟法体系〔増訂版〕』（酒井書店、1965年）294頁など。
- 5) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂、2019年）350頁など。
- 6) 菊井維大＝村松俊夫原著『コンメンタール民事訴訟法 I〔第3版〕』（日本評論社、2021年）44頁以下など。
- 7) 加藤新太郎＝松下淳一編『新基本法コンメンタール民事訴訟法 I』（日本評論社、2018年）11頁 [松下淳一]。
- 8) この点については、石渡哲「訴えおよび上訴の取下げにおける意思の欠缺・瑕疵」横浜国際経済法学 19巻3号（2011年）91頁以下を参照。